

令和 5 年分

税の申告

所得税、市・県民税申告期間

2月8日(困)～3月15日(金)

事前予約制

◆期間 ご都合の良い日を「事前予約」してください。

会場	期間(田 回 祝 は除く)	休日相談日
働く女性の家	2月 8 日(困)～2月 18 日(回)	2月 18 日(回)
千代田庁舎	2月 19 日(月)～2月 29 日(困)	2月 25 日(回)
あじさい館	3月 1 日(金)～3月 15 日(金)	3月 10 日(回)

◆時間 15分単位での案内です。当日の進捗状況により、案内が前後する場合があります。

午前の部	① 8:45	② 9:00	③ 9:15	④ 9:30	⑤ 9:45	⑥ 10:00
	⑦ 10:15	⑧ 10:30	⑨ 10:45	⑩ 11:00	⑪ 11:15	⑫ 11:30
	⑬ 11:45	—	—	—	—	—
午後の部	⑭ 13:00	⑮ 13:15	⑯ 13:30	⑰ 13:45	⑱ 14:00	⑲ 14:15
	⑳ 14:30	㉑ 14:45	㉒ 15:00	㉓ 15:15	㉔ 15:30	㉕ 15:45
	㉖ 16:00	㉗ 16:15	—	—	—	—

事前予約制に伴う注意点

市では、令和6年1月1日現在、市内に住民登録がある方を対象に申告相談を「事前予約制」で行います。

- 予約のない方が当日来場された場合、申告相談を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 円滑な申告相談が行えるよう、事前に帳簿や領収書などの集計を済ませてからご来場ください。

申告に必要なもの

- マイナンバーカード
※マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードや個人番号が記載された住民票の写しなど
- 本人確認ができる書類(運転免許証など)
- 本人名義の預金通帳など
- 収入が分かる証明
- 控除額が分かる証明
- **昨年度、確定申告をされた方は、税務署から届く「確定申告のお知らせ」のはがきを持参してください。**

事前予約の方法 < 1月22日(月)午前8時30分受付開始 >

- 電話予約はつながりにくいことが予想されますので、インターネット予約をご活用ください。



インターネット予約

URL または二次元コードから予約システムにアクセスし、予約してください。
<https://www.city.kasumigaura.lg.jp/tax.php>



【予約する際の注意点】

同一世帯の方が同時刻に申告相談をすることはできませんので、時間を前後させるなど、必ず時刻を変えて予約してください。

電話予約

受付時間：午前8時30分～午後5時15分
(田 回 祝 除く)

- 1 かすみがうら市役所に電話する
- 2 内線 1150 ～ 1152 を指定して予約する

【予約の例】(上記時間表を参照)

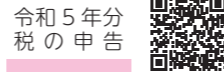
夫の予約を⑭ 13:00、妻の予約も⑭ 13:00とした場合は申告受付はできません。続けて申告を行いたい場合は、夫の予約を⑭ 13:00、妻の予約を⑮ 13:15としてください。

市役所では対応していない申告

◆次の申告相談などは、市の相談窓口では対応していませんので、土浦税務署確定申告会場でご相談ください。

- 青色申告
- 過年度分の確定申告
- 消費税、贈与税、相続税の申告
- 譲渡所得（株や不動産などを売買した所得）の確定申告
- 先物取引などの確定申告
- 住宅関連特別控除（特定増改築など）
- 雑損控除（災害や盗難による損失など）
- 配当所得のうち、特定口座年間取引報告書を必要とする申告
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 変動所得・臨時所得の平均課税を選択する申告
- 外国人の方などの高度な判断を要する確定申告など

※対応できない申告の一覧は、[令和5年分税の申告](#)のホームページをご覧ください。



土浦税務署確定申告会場のご案内

◆申告会場 ※昨年と異なります

対象者	申告会場	期間（土日祝は除く）	休日相談日
還付申告の方	土浦税務署 （土浦市城北町 4-15）	2月15日 困まで	
すべての方	土浦市亀城プラザ （土浦市中央 2-16-4）	2月16日 困～3月15日 困	2月25日 日

◆時間 午前9時～午後4時

- 入場には、**国税庁 LINE 公式アカウントから事前に取得した入場整理券（または当日配布の入場整理券）**が必要です。
- 混雑状況により、午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- スマホ申告を基本とした相談体制となります。
- マイナンバーカードを利用して申告する場合は、2つのパスワード（①数字4文字 ②英数字6～16桁）が分かるようにしてお越しくください。
- ※贈与税については、2月1日 困から申告相談を受け付けます。
- ※2月16日 困から3月15日 困までは、土浦税務署での申告相談を行いません。
- ※来場者用の駐車場はありません。来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

☎ 土浦税務署個人課税第一部門
☎ 029-822-1100



申告が不要な方



◆所得税の確定申告書を税務署に提出した方



◆収入が1カ所からの給与のみで、勤務先で年末調整が済み、給与支払報告書が市に提出される方



◆収入が公的年金などのみで、受給額合計が400万円以下の方

※公的年金などに係る雑所得以外の所得金額の合計が20万円以下の場合には、住民税の申告が必要です。
※外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金を受給している場合、この制度は適用されません。

申告が必要な方

◆個人事業主など

- 営業や農業、その他事業を営む方
※農業所得は、自作、代作、出荷の有無に関わらず、耕作したものが対象となります。
- 不動産、利子、配当、雑、一時所得、原稿料、講演料などの収入がある方

◆給与所得者

- 給与以外に、農業や不動産などの収入がある方
- 勤務先から市に「給与支払報告書」を提出しない方
- 令和5年中の就職や退職により、勤務先で年末調整をしていない方
- 2カ所以上から給与の支払いを受けている方
- 給与の収入金額が2,000万円を超える方

◆公的年金などの受給者

- 公的年金以外に、農業や不動産などの収入がある方

◆収入がない方、非課税所得のみの受給者

- 遺族年金、遺族恩給、障害者年金、失業保険は非課税所得です。
※税法上どなたの扶養にもなっていない場合、申告をしないと保険税などの軽減措置を受けることができませんので、ご注意ください。

◆医療費や扶養などの控除を追加する方

- インフルエンザ予防接種などの「疾病の予防のための費用」は、医療費控除の対象となりません。
- 人間ドックや健康診断の費用、自己判断で受けたPCR検査費用も原則対象となりません。



	対象者	必要書類の例
収入の分かる証明	給与所得者 公的年金所得者	源泉徴収票（原本）、事業主の支払証明書など ※給与支払報告書、年金払込通知書での受け付けはできません。
	営業所得者 農業所得者 不動産所得者	収支内訳書（必ず記入し持参してください） ※収支内訳書の用紙は、千代田庁舎（税務課）・霞ヶ浦庁舎（窓口センター）・中央出張所・あじさい館・農業協同組合・漁業協同組合の窓口に設置してあります。 ※固定資産税を経費として計上する場合は、課税明細書を参照してください。
控除額の分かる証明	医療費控除を受ける方	医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書 ※領収書の日付（令和5年1月1日～12月31日）を確認し、受診者や医療機関ごとに集計してください。 ※医師などが発行するおむつ使用証明書などは、原本を持参してください。
	社会保険料控除を受ける方	国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収証や納付済額証明書、小規模企業共済等掛金払込証明書
	生命保険料控除 または 地震保険料控除を受ける方	個人年金保険料、生命保険料、介護医療保険料控除証明書、地震保険料、長期損害保険料控除証明書（平成18年末までに契約締結されたもの）
	住宅借入金等特別控除を初めて受ける方	原本：住宅取得資金に係る収入金の年末調整残高証明書 家屋（土地も含む）の登記簿謄本 写し：請負（売買）契約書、その他（認定通知書など）
	市外在住者を扶養親族とする方	扶養親族の住所、氏名、生年月日および個人番号が分かるもの

令和6年度から適用される主な税制改正

◆森林環境税の導入

我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止のための森林環境整備などに必要な地方財源を、安定的に確保する観点から創設された**国税**です。

令和6年度から、国内に住所を有する個人に対して課税され、市区町村において、**個人住民税均等割と併せて一人年額**

1,000円が賦課徴収されます。

※詳細は、ホームページをご覧ください。



	令和6年度から	令和5年度まで	
市民税	3,000円	3,500円	うち500円は復興特別税*
県民税	2,000円	2,500円	うち500円は復興特別税*
森林環境税	1,000円		
合計	6,000円	6,000円	

※東日本大震災を受け、平成26年度から令和5年度の10年間に限り、市民税と県民税にそれぞれ500円加算された税金

◆上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得や譲渡所得等は、これまで市・県民税と所得税において異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度の個人市・県民税（令和5年分の所得税の確定申告）より、**課税方式が統一**されます。

市・県民税 申告支援システムを導入

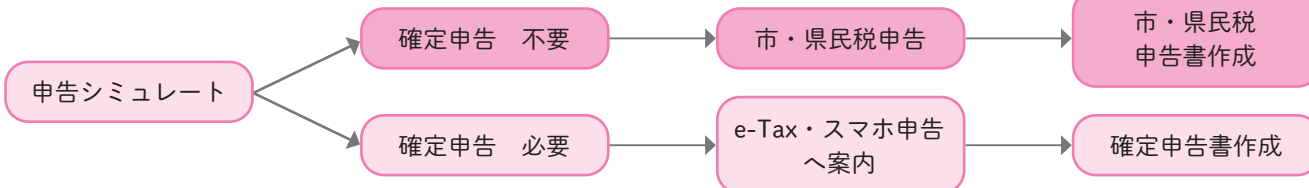
インターネットに接続できるパソコンやスマホなどを利用して、**自宅で簡単に市・県民税の申告書を作成**できます。ご自身が確定申告をする必要があるかどうか判断するためのシミュレート機能もありますので、ぜひ一度ご利用ください。

対象者：所得税の確定申告が不要な方で、市・県民税申告が必要な方

申告支援システム



◆システム利用の流れ



※作成した申告書は、ご自身で保管してください。 ※本システムでは、所得税の確定申告書は作成できません。

e-Taxを利用して自宅から確定申告をしませんか

確定申告には、自宅からスマホ・パソコンでできる「e-tax・スマホ申告」が便利です。申告会場に出向かなくても、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用して、24時間いつでも申告書を作成し提出することができます。

所得税の確定申告



確定申告書等作成コーナー



▶必要なもの

- ①インターネット接続のスマホまたはパソコン
- ②マイナンバーカード
- ③②を読み取るICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取りに対応したスマホ

▶添付書類の提出省略

生命保険料控除の証明書などは、記載内容を入力して送信することで、提出・提示を省略できます。
※マイナンバーに関する本人確認書類も、提示・写しの提出不要

▶還付がスピーディー

自宅や税理士事務所からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で処理しています。
※書類不備や別送書類の提出が遅れた場合には、上記期間内に還付できないことがあります。

申告に関するお問い合わせ先

所得税や消費税などの国税に関する問い合わせ

☎ 土浦税務署 ☎ 029-822-1100

市税などの地方税に関する問い合わせ

☎ 税務課（千代田庁舎）☎ 0299-59-2111